新旧対照表

岡山県災害資金利子補給及び損失費補償補助金交付要綱（昭和４１年１２月１５日付け農経第１７０７号農林水産部長通知）の一部を次の新旧対照表のとおり改正し、令和３年度分の補助金から適用する。

改　　正　　後	現　　行
岡山県災害資金利子補給及び損失費補償補助金交付要綱 農林水産部長通知 制　　定　昭和41年12月15日付け農経第1707号 最終改正　令和３年４月１日付け組　第　69号 （趣旨） 第１条 知事は、天災による被害農林漁業者等の農林漁業経営の維持安定を図るため、経営資金等を貸し付けた融資機関に利子補給及び損失補償を行った市町村に対し、予算の範囲において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和３０年法律第１３６号。以下「法」という。）、岡山県補助金等交付規則（昭和４１年岡山県規則第５６号）及びこの要綱の定めるところによる。 （補助対象） 第２条 補助金の対象は次に掲げる経費とする。 （１）　～　（３）　（略） 第２条　～　第８条　（略）	**岡山県災害資金利子補給及び損失費補償補助金交付要綱** 農林水産部長通知 制　　定　昭和41年12月15日付け農経第1707号 最終改正　平成17年３月25日付け組　第 523号 （趣旨） 第１条 知事は、天災による被害農林漁業者等の農林漁業経営の維持安定を図るため、経営資金等を貸し付けた融資機関に利子補給及び損失補償を行った市町村に対し、予算の範囲において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和３０年法律第１３６号。以下「法」という。）、岡山県補助金等交付規則（昭和４１年岡山県規則第５６号）、昭和４１年岡山県告示第５１３号（補助金の名称等。以下「告示」という。）及びこの要綱の定めるところによる。 （補助対象） 第２条 補助金の対象は告示に定めるもののほか次に掲げる経費とする。 （１）　～　（３）　（略） 第２条　～　第８条　（略）

附　則（令和３年４月１日付け組第69号）

この要綱は、令和３年度分の補助金から適用する。